

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年2月9日（平成30年（行個）諮問第15号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行個）答申第232号）

事件名：本人に係る審査請求に関する関係書類の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求に関する関係書類一式（H24～H29）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月11日付け特定記号第399号により特定国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである。（なお、意見書は省略する。）

審査請求人は、他の申請に必要であるなどとして、本件対象保有個人情報の開示を受けることの必要性を主張している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、「審査請求に関する関係書類一式（H24～H29）」に記載された保有個人情報（以下、第3において「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものである。

審査請求人は、開示請求時の処分庁担当者との窓口面接において、これまでに課税処分等に係る審査請求を行ったことはないが、他人（審査請求人の夫）が勝手に審査請求人の名義で課税処分等に係る審査請求を行っている可能性があることから、本件請求保有個人情報の開示を求める旨申し立てた。

そのため、処分庁は、本件開示請求について、他人が提出した審査請求人の課税処分等に係る審査請求に関する関係書類に記載された保有個人情報の開示を求めるものであるとして、本件請求保有個人情報を特定した上

で、本件開示請求に対し、本件請求保有個人情報については取得しておらず、保有していないとして、平成29年10月11日付け特定記号第399号により、法18条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分を不服として本件請求保有個人情報の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 国税に関する法律に基づき税務署長等が行った更正・決定などの課税処分等に不服があるときは、その処分に不服のある人が、その処分の取消しや変更を求める不服申立てをすることができる。この場合、国税不服審判所長に対する審査請求については、対象となる処分や審査請求をする趣旨、理由などを記載した審査請求書を、その審査請求の目的となる処分を行った税務署長等の管轄区域を管轄（又は分掌）する国税不服審判所支部（又は支所）に提出することとされている。
- (2) 管轄区域を管轄（又は分掌）する国税不服審判所支部（又は支所）は、課税処分等に係る審査請求書を収受した場合には、平成28年2月8日付け国管管2-3「『審査事務提要の制定について』の全部改正について」（以下「事務運営指針」という。）に基づき、「審査請求事件整理簿」に所定の事項を記載することとされている。

なお、当該整理簿は、審査請求人ごとに、かつ、審査請求の目的となった処分ごとに一つの欄を使用して記載することとされている。
- (3) また、国税不服審判所以外の行政機関に提出すべきと認められる不服申立書を収受した場合には、上記（2）の整理簿を作成せず、「行政不服申立て、行政審判その他の争訟の裁決書、裁定書、決定書（審査請求事件の裁決書及び別表第1に該当しないもの）」という行政文書ファイルに編てつすることとしている。
- (4) 本件開示請求に伴い、処分庁は、上記1のとおり、審査請求人との窓口面接の内容から、本件開示請求について、他人が提出した審査請求人の課税処分等に係る審査請求に関する関係書類に記載された保有個人情報の開示を求めるものと判断し、上記（2）の審査請求事件整理簿を確認したが、審査請求人名義の課税処分等に係る審査請求書が提出されたことを示すものは見当たらなかった。

さらに、上記（3）の行政文書ファイルを確認したが、平成24年以降に提出されたものは見当たらなかった。

以上のことから、処分庁は、本件請求保有個人情報は取得しておらず、保有していないとして、原処分を行っている。

本件審査請求を受け、諮問庁においても、処分庁を通じて、改めて当該審査請求事件整理簿の確認を行ったが、審査請求人名義の課税処分等

に係る審査請求書が提出されたことを示すものは見当たらなかった。さらに、行政文書ファイルを確認したが、平成24年以降に提出されたものは見当たらなかった。

これに加えて、念のため審査請求書收受の担当課である管理課事務室内の探索等を行ったが、審査請求人名義の課税処分等に係る審査請求書の取得の事実を確認することはできなかった。

- (5) したがって、処分庁において、本件請求保有個人情報を取得しているとは認められないから、法18条2項の規定に基づき不開示とした原処分は妥当である。

3 結論

以上のことから、本件請求保有個人情報について、取得しておらず、保有していないことを理由に不開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月9日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 処分庁における本件対象保有個人情報の探索の状況等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 国税不服審判所支部（又は支所）に提出された課税処分等に係る審査請求書については、事務運営指針第2編第2章第1節の1（1）イ、（2）イ、（3）イ又はロ及び（4）イの規定により、持参されたものは管理係が收受し、他の方法で提出されるなどしたものは、管理係に回付されることとされている。

そして、管理係の担当者は、事務運営指針第2編第2章第1節の1（1）ロ、（2）ロ、（3）イ又はロ及び（4）ロの規定により、「審査請求事件整理簿」に当該文書の受付に係る所要の事項を記載

する。

そこで、本件対象文書の探索として、特定国税不服審判所における「審査請求事件整理簿」のうち、平成24年1月1日以降に受け付けられた審査請求に係る記載を確認したが、審査請求人名義の課税処分等に係る審査請求がされたことを示すものは見当たらなかった。

イ また、国税不服審判所以外の行政機関に提出すべきと認められる不服申立書を収受した場合には、上記アの整理簿ではなく、「行政不服申立て、行政審判その他の争訟の裁決書、裁定書、決定書（審査請求事件の裁決書及び別表第1に該当しないもの）」という行政文書ファイルに編てつすることとしている。

そこで、特定国税不服審判所で保有している上記行政文書ファイルについても確認したが、平成24年以降に提出された、審査請求人名義の審査請求に関する文書は見当たらなかった。

ウ さらに、念のため、審査請求書収受の担当課である管理課事務室内の探索を行ったが、審査請求人名義の審査請求に関する文書は見当たらなかった。

エ なお、上記第3の2(4)において、本件開示請求の趣旨を「他人が提出した審査請求人の課税処分等に係る審査請求」に関するものと判断した旨説明したが、本件開示請求の文言上はそのような限定はされていないため、上記アないしウのとおり、確認又は探索については、国税不服審判所支部（又は支所）に提出すべき課税処分等に係る審査請求書においても国税不服審判所以外の行政機関に提出すべき不服申立書においても、提出者が誰であるかを問わず、およそ審査請求人名義の審査請求に関する文書等全てを対象として実施したものである。

(2) 当審査会事務局職員をして事務運営指針を確認させたところ、審査請求書を収受した場合の手続は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであった。

そして、本件対象保有個人情報について実施したとする上記(1)アないしウの確認及び探索の範囲及び方法が不十分であるともいえない。

以上によれば、本件対象保有個人情報は保有していないとする諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、これを否定するに足りる事情も認められないから、特定国税不服審判所において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない

として不開示とした決定については，特定国税不服審判所において本件対象保有個人情報保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子